

(連帯)保証人の責任・名義貸し

相談事例

2年ほど前、友人がクレジットを利用して自動車を購入する際、頼まれて連帯保証人になった。ところが、友人が自己破産したため、クレジット会社から連帯保証人である自分に請求がきた。債務者本人が自己破産したら支払わなくてもよいのではないか。

答え

債務者本人が自己破産した場合、その効果は連帯保証人には及ばないので支払わなければなりません。

保証人も連帯保証人も債務者本人が借金の返済ができない場合、代わりに借金を返済しなければなりませんが、その責任の程度が違います。保証人の場合、債権者から請求されたときに「まず債務者本人に請求せよ」と主張したり、借金の取り立てを受けようとしたときに「まず債務者本人から取り立てよ」と主張する権利があるのに対して、連帯保証人にはいずれの権利もありません。

保証人・連帯保証人になる場合、いざというときには債務者本人に代わって借金を払う覚悟が必要です。

クレジットカードとは

商品の購入やサービスを利用する時に使うカードです。あらかじめカード発行会社（クレジット会社など）の審査を受けて、一定の使用限度額の範囲が認められ発行されたカードを提示することにより、代金を繰り延べて支払うことができます。急にお金が必要になった時、お金を取りられる機能がついたものもあります。

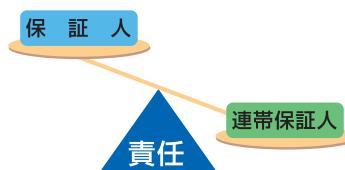
名義貸しとは

友人などに頼まれて、自分の名前でローンやクレジットの契約をすることをいいます。この場合、債務者（返済する義務を負う人）は名義を貸した本人です。「絶対に迷惑をかけないから」と言わされたからとしても、債権者（ローンやクレジットの会社）には通用しません。場合によっては名義借りを依頼した人と共謀した、あるいは不正に荷担したと見なされ、損害賠償を請求されるかもしれません。**万が一トラブルが生じた場合は、名義を貸した人が全ての責任を負わなければなりません。**

ローンやクレジットのカードを他人に貸す「カード貸与」も全く同じことです。カードはクレジット会社等から貸与された物ですので、規約違反に当たります。

トラブルにあわないために

自己破産を申し立てている人の中には、他人の借金の保証人となったことが原因の人もいます。親しい友人や知人などに頼まれても、はっきりと断り、事情をよく聞いて、適切な相談窓口で相談するようアドバイスしてください。



連帯保証人の責任は債務者と同じです。



多重債務

～どんなに多額の借金を抱えていても、必ず解決できます!～

相談事例

10年前から複数の消費者金融に借金がある。借金の返済のために借金を重ねてしまった。負債が200万円に達し返済できない。どうしたらいいか。



答 え

債務整理の手続きとして、次の4つの方法があります。

任意整理	借り手と貸し手が話し合い、利息制限法に基づいて利息計算をし直した上で、元金や利息の減額などの交渉をします。ほとんどの場合、弁護士や司法書士といった法律専門家に依頼します。
特定調停	簡易裁判所の調停委員が借り手と貸し手の間に入り、あっせんして利息制限法などにより両者の合意を成立させます。費用が最も安い債務整理方法です。
個人再生	裁判所が認めた返済計画で完済すると、残りの借金が免除されます。自宅を手放さず、住宅ローンを支払いながら返済を続けられる場合があります。
自己破産	裁判所から破産宣告を受けて、免責決定を受けると借金が免除されます。

※ギャンブルや浪費などが原因の場合は借金の免除が認められないことがあります。

相談事例の場合、既に支払った利息制限法を超える利息について、所定の金利で計算し直すことで過払い金の返還請求ができると考えられたので、任意整理を行うことを助言し、その交渉を弁護士に依頼するために県弁護士会を紹介しました。

多重債務に陥らないために

●高金利の借金はしない

返済できる計画の立たない高金利の借金はしないようにしましょう。買いたいものがあっても、お金を貯めてから買いませんか？

●借金返済のための借金はしない

多重債務者の多くが、借金返済のために借金を繰り返して、雪だるま式に借金をふくらませています。もし、自分の収入の範囲内で借金の返済ができなくなったら、直ちに消費生活センターなどに相談することが大切です。



「過払い金返還請求を代行します」と電話勧誘があったが信用できるか～といった相談もあります。弁護士や司法書士でない業者が実際に法律事務を行えば、弁護士法・司法書士法に違反する可能性があるので、このような業者には依頼しない方がいいでしょう。

金融商品のトラブル

未公開株

相談事例

電話で「上場間近で、値上がり確実」と未公開株の購入を勧誘され、400万円で契約した。しかし、上場予定時期を過ぎても上場されていない。販売業者に苦情を伝えたが対応してくれない。



答え

電話勧誘した販売業者が「上場間近」と説明していますが、実際に上場の予定がなければ事実と異なる説明を行ったことになり、消費者契約法の不実告知に、また、将来の株価の上昇は不確実にもかかわらず「値上がり確実」と説明しているのは同法の断定的判断の提供に該当すると思われます。これらに該当すると、消費者契約法による契約の取消しを主張できます。

なお、未公開株を販売できるのは、その株式を発行している企業や金融商品取引業の登録のある業者に限られます。

また、ほとんどの未公開株は譲渡が制限されています。株主の名義は発行企業の承認がなければ変更できず、変更できなければ株主と認めてもらえない。このような未公開株をほかで換金する方法はほとんどないと言っていいでしょう。

未公開株の勧誘については詐欺的なものがありますので、注意が必要です。

変額個人年金保険

相談事例

夫が亡くなり、銀行で諸手続をしているとき、窓口の行員に相談コーナーへ案内され、よく分からぬ金融商品を勧誘された。後日、電話勧誘もあり、銀行に出向くと、「いいのがありますよ。今が一番いい時期ですよ。金利も最低だからこれ以上下がることもないし、これからは上がっていく一方」と勧められた。「確認票」をどんどん読まれ、わけが分からぬまま行員の指示に従ってチェックを記入した。言葉の意味や内容は全く理解していなかった。私は「とにかく、満期になれば元金は必ず戻ってくるものにしてください」と念押ししたところ、行員は「大丈夫、元本は必ず戻ってくるので、心配してくださいですよ」と応じた。

それから2ヶ月後、突然その行員から電話があり、「今なら元本の80%は戻る」と言われ、解約か別の年金保険への移行を迫られた。

答え

関係書類を確認したところ、変額個人年金保険の契約でしたが、相談者にはその認識がなく、内容も理解していました。適合性の原則（注1）に反する勧誘であり、確認票のチェックの方法や内容に問題があります。また、断定的判断の提供、不利益事実の不告知といった問題もあります。

以上の点を主張して銀行と交渉しましたが、銀行はいっさい認めず、契約の取消等には応じませんでした。

(注1) その人の商品に関する知識、経験、収入や財産等にあった商品を販売・勧誘すること

トラブルにあわないために

訪問販売や電話勧誘での投資型金融商品の購入については、様々なトラブルが発生しており、内容が理解できないままで購入することは避けましょう。投資型金融商品の購入にあたってはリスクも含めた商品の特性について納得できるまで自分で調べましょう。

また、銀行や郵便局で扱っているからといって扱っている金融商品が安心とは限りませんので注意しましょう。